

## 小牧市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、小牧市行政改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、小牧市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(委員)

第3条 推進委員会の委員は、13人以内とする。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(会長)

第4条 推進委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第5条 推進委員会は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、市長公室市政戦略課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。